

# 対象事業の実施

対象となる事業実施前に許可申請し、実施の許可が必要です。

## 許可制

### 規制の対象となる事業

- ・一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業
- ・ゴルフ場を営む事業
- ・砕石業
- ・採石業
- ・砂利採取業（河川の氾濫防止及び河床目詰まり防止のための工事は除く。）
- ・生コンクリート又はセメント製品製造業
- ・石油精製業（潤滑油再生業を含む。）
- ・有機化学工業製品製造業
- ・その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業として市長が認めるもの

### 手続きの流れ

- ① 計画・排水処理方法等について周辺住民等に対する説明を実施
- ② 報告書（様式第1号）を市に提出
- ③ 許可申請書（様式第2号）を市に提出
- ④ 市による事業実施の許可・不許可の決定（様式第3号）  
許可の決定を受けた後でなければ、事業場の設置に着手してはいけません。



許可の場合

- ⑤ 事業実施後、設置完了届出書（様式第6号）を市に提出



不許可の場合

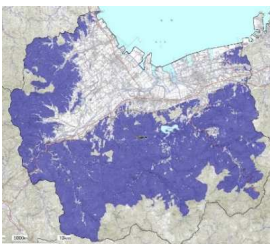
- ⑤ 市に変更申請（中止届出）書（様式第4号）を提出
- ⑥ 計画の再考、①に戻る

※ 令和5年3月31日までに対象事業を実施している場合も設置完了届出書（様式第6号）を市に提出

### 水源涵養保全地域について

水源域のうち、水源涵養機能の維持増進を図る上で、保全及び管理が特に必要となる地域を、水源涵養保全地域として指定しています。

水源涵養保全地域に対象事業場を設置する場合には、市の上乗せ排水基準を適用します。



# 有害物質使用事業場

有害物質使用事業場を設置する場合は、届出が必要です。

## 届出制

### 有害物質使用事業場とは

有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を行う事業場のことです。

- 製造…【製造業】有害物質を製品として製造すること。
- 使用…【製造業等】有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
- 検査…【計量証明事業】質量、濃度等の物象の状態の量を計ること。
- 処理…【廃棄物処分業】有害物質又は有害物質を含むものを処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。
- 保管…【倉庫業・販売業等】有害物質を預かり、保存、管理すること。

有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に定める物質及びダイオキシン類です。

- |  |                 |                                    |
|--|-----------------|------------------------------------|
| ・カドミウム及びその化合物                              | ・テトラクロロエチレン     | ・シマジン                              |
| ・シアン化合物                                    | ・ジクロロメタン        | ・チオベンカルブ                           |
| ・有機燐化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る) | ・四塩化炭素          | ・ベンゼン                              |
| ・鉛及びその化合物                                  | ・1,2-ジクロロエタン    | ・セレン及びその化合物                        |
| ・六価クロム化合物                                  | ・1,1-ジクロロエチレン   | ・ほう素及びその化合物                        |
| ・砒素及びその化合物                                 | ・1,2-ジクロロエチレン   | ・ふっ素及びその化合物                        |
| ・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                       | ・1,1,1-トリクロロエタン | ・アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| ・ポリ塩化ビフェニル                                 | ・1,1,2-トリクロロエタン | ・クロロエチレン                           |
| ・トリクロロエチレン                                 | ・1,3-ジクロロプロペン   | ・1,4-ジオキサン                         |
|  | ・チウラム           | ・ダイオキシン類                           |

必要な手続き ※工事着手30日前まで

新たに設置する場合は、市に届出書（様式第10号）を市に提出

※令和5年3月31日までに設置している場合も届出書（様式第10号）を市に提出

HPでも手続きについて確認できます。  
様式ダウンロードも  
こちらから →



もしくは  
インターネットで検索

西条市 地下水 条例



# 地下工事

地下工事を実施する場合、原則的に**影響調査等の実施、届出**が必要です。

**届出制**

## 地下工事とは

集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、**地下5メートルを超えて杭、コンクリート構造物等の設置、地盤改良等の工事**（地質又は地下水の調査のためのボーリング工事、地下水を採取するため管を打ち込む打ち抜き工事を除く。）で地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事のことです。例えば、杭等を使用する工事、土壌凝固剤等の薬剤を使用する工事、生コンクリートの投入・打設を行う工事等が該当します。

## 手続きの流れ

- ① 地下工事の実施届出書（様式第12号）を市に提出
- ② 地下工事の内容について、**周辺住民等に対する説明を実施し、報告書（様式第13号）**を市に提出
- ③ 地下工事の施工前・施工中・施工後の**影響調査を実施し、報告書（様式第14号）**を市に提出
- ④ 地下工事の完了届出書（様式第19号）を市に提出

※令和5年3月31日までに地下工事を実施している場合も  
実施届出書（様式第12号）及び完了届出書（様式第19号）を市に提出

## 影響調査の内容

### 調査区域

原則として地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域の中で2か所以上。住民説明会等で協議して選定するのが望ましい。  
（下記影響調査図参照）

### 水質検査項目

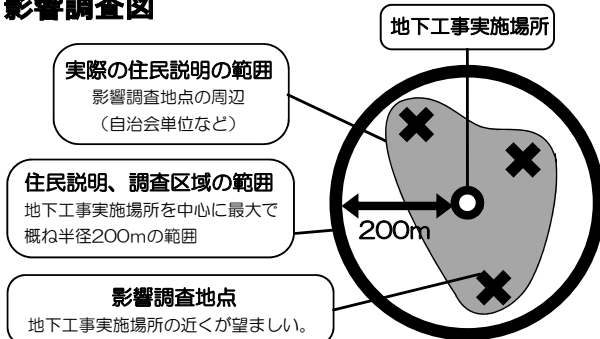
水質基準に関する省令の表に掲げる全ての項目。ただし、市長が不要と認めた項目は省略することができる。  
（下記水質検査項目の例参照）

### 水量調査

工事開始7日前から工事施工後7日後まで毎日実施する。ただし、市長が認めた場合、期間を短縮することができる。

※周辺に飲用井戸又は水道水源がない場合、影響調査等は不要です。

## 影響調査図



### 水質検査項目の例

**一般項目**（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）、**鉄及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等**（硬度）、**蒸発残留物**

※土壌凝固剤や生コンクリートの投入を伴う場合、**六価クロム**も検査する。

# 井戸の設置

井戸を設置しようとする事前に**許可申請**し、地下水採取の許可が必要です。

**許可制**

## 新たに井戸を設置する場合、既存の井戸を変更して設置する場合

対象となるのは、次のいずれかに該当する井戸です。

- 揚水機の吐出口の断面積が2㎡以上の井戸
- 採取量が100㎡/日以上以上の井戸

※既存の井戸で、揚水機を同じ規格のものに取り換え、採取量が変わらない場合は、対象外です。

## 手続きの流れ

- ① 採取の内容について、**周辺住民等に対する説明を実施し、報告書（様式第24号）**を市に提出
- ② 地下水採取による周辺地下水への**影響調査を実施**（影響調査の詳細は下図参照）
- ③ 地下水採取の許可申請書（様式第25号）を市に提出 **※工事着手60日前まで**
- ④ 市による地下水採取の**許可・不許可の決定**（様式第26号）  
許可の決定を受けた後でなければ、井戸の設置に着手してはいけません



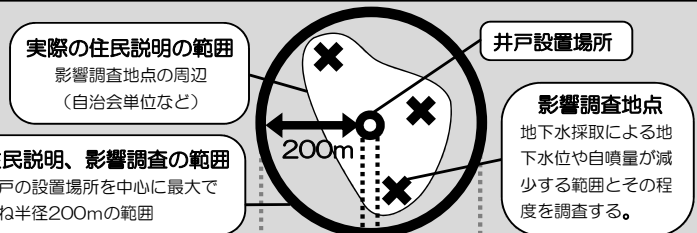
- ⑤ 井戸の設置完了届出書（様式第30号）を市に提出
- ⑥ 水量測定器の設置等より、地下水の採取量を記録し、市長の求めに応じて報告するよう努める

- ⑤ 市に変更申請（中止届出）書（様式第27号）を提出
- ⑥ 計画の再考、①に戻る

※令和5年3月31日までに該当井戸を設置している場合も設置完了届出書（様式第30号）を市に提出

## 影響調査図

※平面図



※断面図

